

生駒市子育て家庭との交流体験事業企画運営業務委託仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、生駒市（以下「発注者」という。）が委託事業者（以下「受注者」という。）に委託して実施する生駒市子育て家庭との交流体験事業企画運営業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

2. 業務の目的

本業務は、若い世代が子育て家庭へ訪問し、子育て体験や家庭との交流を行うことで、子育てと仕事の両立を見据えた将来設計のイメージを具体的に描くために必要な、家族の在り方の選択肢を知る機会を提供することを目的として行うものである。

3. 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 経費の上限

676,500円(税込)

5. 業務内容

(1)生駒市内の若者（以下「参加者」という。）と子育て家庭（以下「受入家庭」という。）との交流体験プログラムの企画・運営

①内容

(ア)運用プロセスの構築

- ・ 参加者申込フォーム及び受入家庭登録用フォームを作成し、マッチングシステムを構築すること。
- ・ 運用プロセスにおいて、発注者が作成するアンケートの収集ができるようにすること。

(イ)参加者への事前説明・ヒアリング

- ・ 参加者が本プログラムを通して学びを最大化できるよう、個別での事前説明会を実施し、希望家庭のイメージをヒアリングすること。
- ・ プログラム中の事故防止のため、参加者がこどもとの関わり方や安全確保等について学べる機会を提供すること。

(ウ)受入家庭への事前説明・ヒアリング

- ・ 受入家庭の選定にあたっては、ヒアリング等を行い、本業務の趣旨に賛同し、また、参加者が様々なライフイベントを具体的にイメージするにふさわしい家庭を選定すること。

(エ)参加者と受入家庭のマッチング

- ・ 参加者と受入家庭の組み合わせや訪問方式については、本プログラムの効果が最大となるよう工夫すること。

(オ)プログラム内容

- ・ 訪問の方式は対面を基本とするが、参加者の希望によりオンラインでの実施も可とする。
- ・ 対面実施の場合は3～5時間程度、オンライン実施の場合は1～2時間程度とする。

(カ)参加者及び受入家庭との連絡・調整

- ・ 参加者及び受入家庭との連絡を行い、訪問当日までに必要なサポートを提供すること。
- ・ 受入家庭決定後は、各受入家庭と個別に調整を行うとともに、プログラム中の事故防止の注意喚起を行い、受入体制を構築すること。

②参加対象者

- ・ 参加者は、これから結婚や子育てのライフステージを迎える大学生や若手社会人などを主な対象者とする。
- ・ 定員を上回る参加希望があった場合は、多様な参加者を選定することとし、選定方法については、事前に発注者と調整すること。

③実施件数

- ・ 10組程度の訪問を実施すること。

(2)広報素材の作成

①チラシの作成

- ・ 参加者募集及び受入家庭募集用チラシを作成すること。
- ・ 掲載内容及びデザインは事前に発注者と十分協議の上決定すること。
成果品：チラシデータ
納入先：生駒市こども政策課

②バナーの作成

- ・ 参加者募集及び受入家庭募集用バナー画像を作成すること。
- ・ 掲載内容及びデザインは事前に発注者と十分協議の上決定すること。
成果品：バナー画像データ
納入先：生駒市こども政策課

(3)その他

- ・ 業務の企画・実施にあたっては、発注者及び関係者等との連絡・調整・手続き等を十分に行うこと
- ・ その他本業務にあたり、必要な事項を実施すること

6. 業務の進捗管理

- (1) 受注者は、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、発注者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (2) 受注者は、初回の発注者との打合せの際に全体スケジュールを記載した計画書を提出すること。
- (3) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を発注者に逐次報告するほか、必要に応じて発注者と打合せを行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と受注者で協議すること。

7. 著作権の帰属

- (1) 発注者は、本業務で制作された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組などのあらゆる媒体、手段・方法により、公表（公開、配布、放送等）することができるものとする。
- (2) 受注者は成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (3) 受注者は発注者の事前同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。